

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中電テレメータリング合同会社

2023年4月4日

吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員



名古屋市東区東新町1番地
中電テレメータリング合同会社
代表社員 中部電力株式会社
職務執行者 野田 英智



中部電力株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び中電テレメータリング合同会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年2月21日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の事業創造本部が営むテレメータサービス事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第1号）
2023年4月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過
吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2023 年 2 月 22 日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定に従い異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は持分会社のため本規定は該当しません。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は持分会社のため本規定は該当しません。

(3) 会社法第 799 条（会社法第 802 条）の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 802 条第 2 項において準用する同法第 799 条 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 22 日付の官報公告により、債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定に従い異議申述を行った債権者は存在しませんでした。なお、吸収分割承継会社は、2023 年 2 月 1 日に会社設立し、2023 年 4 月 1 日より本件事業を開始しているため、知っている債権者は存在せず、各別の催告は行っておりません。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 508 百万円（概算値）、負債の額は 60 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 3 日

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 本件分割に際し、吸収分割承継会社の資本金は増加しておりません。

(2) 吸収分割承継会社は、本件分割に際し、対価を交付していません。

(3) 吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

本書は原本と相違がないことを証明します。

2023年4月4日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

林 欣吾



愛知県名古屋市東区東新町1番地

中電テレメータリング合同会社

代表社員

中部電力株式会社

職務執行者

野田 英智



